

栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度の進捗状況について

1. 目的

栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の減少及び商環境の向上を図るため、予算の範囲内で空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に必要な経費の一部を補助する。

2. 対象となる主な業種

小売業、飲食業、サービス業、その他市長が認めた事業

3. 補助内容

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など） ※設計費や備品費は対象外	指定区域内における新規出店者	10分の2以内	20万円
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	30万円
店舗（来店者用駐車場を含む。）賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）	指定区域内における新規出店者	10分の2以内	月額5万円 最長12カ月
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	月額8万円 最長12カ月

<p>店舗修繕費（当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事、外壁工事、給排水設備工事（床下・建物以外の設備）、電気工事（電線から配電盤までの設備）、空調設備工事費等に係る費用） ※設計費や備品費は対象外</p>	<p>指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者</p>	<p>10分の2以内</p>	<p>20万円</p>
--	----------------------------------	----------------	-------------

※改装費、修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが対象となります。

4. 進捗状況

【一次公募】

受付期間 平成30年8月6日（月）から9月7日（金）まで
 申請件数 0件
 周知方法 市ホームページ、市Facebook、チラシ（2,000部：栗東市商工会会員、金融機関、平成28年度空きテナント実態調査協力不動産事業者など）

【二次公募】

受付期間 平成30年12月3日（月）から予算がなくなり次第終了
 申請件数 1件 新規出店者（小売業）
 協議中件数 2件
 （内訳）新規出店者 1件
 特定創業支援等事業を修了した新規出店者 1件
 相談件数 6件
 周知方法 市ホームページ、市Facebook、チラシ（約2,600部：一次公募の配布先に加え、市内税理士事務所、りっとう創業塾受講者、滋賀県宅建協会、近隣市内外の事業用賃貸物件を取り扱っている不動産事業者など）